

市民公募事業補助金交付申請の注意事項

※下記内容に同意した上で、補助金交付申請を行ってください。

1 以下に係る行為は一切行わないようにしてください。

これらに係る事業は補助金交付を受けられません。

- (1) 北九州市又は北九州市の外郭団体から補助金、負担金、又は委託料が交付される事業、若しくは又は北九州市の規定により会場使用料の減免がなされる事業
 - (2) 北九州市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある事業
 - (3) 法令及び公序良俗に反する事業、又はそのおそれがあると認められる事業
 - (4) 政治活動、宗教活動、又は思想活動を目的とする事業
 - (5) 特定の個人又は団体等の営利若しくは宣伝を目的とする事業
 - (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与している事業
- ※提出書類に虚偽・不備のあるものは事業承認できません。

2 補助金交付決定を受けた事業は、以下に十分ご留意ください。

- (1) できるだけ「北九州市制60周年記念」の冠を事業名称に使用してください。
- (2) 補助金交付決定を受けた事業は、「北九州市制60周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ」の使用が認められます。
※使用に際しては、使用規定に従っていただきます。
- (3) 申請内容に変更が生じた場合には、速やかに報告してください。
- (4) 申請者(団体)に関する個人情報、北九州市が厳正に管理し、補助金交付に係る審査の目的以外に使用することはありません。
ただし、市民公募事業の補助金交付決定を受けた事業については、事業名、団体名、開催日、会場、事業概要、入場料または参加費等の事業内容を、市広報出版物、市制60周年関連の記録誌、ホームページ上で紹介いたしますのでご承知おきください。
- (5) 事業の運営にあたっては、適正な運営と事故防止に万全を尽くし、万一、事故・トラブル等が発生した場合には、主催者で責任をもって対処してください。
- (6) 事業終了後は、事業実績報告書、収支決算書、事業実施状況の写真を20日以内に提出してください。事業実施状況の写真については、市広報出版物、市制60周年関連の記録誌、ホームページ上で紹介いたしますので、著作権・肖像権・個人プライバシー等に問題のないものを電子データで数点提出してください。